

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成24年2月20日 定例庁議
開 催 日 時	午後0時55分 平成24年2月20日（月） ～ 午後4時10分
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	<p>富岡市長、小澤副市長、和田教育長、田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、高橋都市建設部長、関根会計管理者、新井水道部長、内田議会事務局次長（議会事務局長代理）、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 清水環境保全課長、関根同課長補佐、同課環境保全係伊藤主査</p> <p>（担当課2） 石井福祉課長、奥田同課主幹兼課長補佐、同課障害福祉係佐久間主査</p> <p>（担当課3） 目崎長寿はつらつ課長、上篠同課長補佐、平塚同課専門員兼介護サービス係長</p> <p>（事務局） 神田政策企画室長、村山同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係飯沼主事</p>
会 議 内 容	<p>（1）第2次朝霞市環境基本計画（案）について</p> <p>（2）第4次朝霞市障害者プラン・第3期朝霞市障害福祉計画（案）について</p> <p>（3）第5期朝霞市高齢者福祉計画（案）について</p> <p>（4）平成24年第1回朝霞市議会定例会提出議案について</p>

<p>会 議 資 料</p>	<p>(1) 第2次朝霞市環境基本計画(案) 第2次朝霞市環境基本計画(案)の概要</p> <p>(2) 第4次朝霞市障害者プラン第3期朝霞市障害福祉計画(案) 第4次朝霞市障害者プラン・第3期朝霞市障害福祉計画(案)の概要</p> <p>(3) 第5期朝霞市高齢者福祉計画(素案) 第5期介護保険事業計画についての施設整備(案) 第5期介護保険料段階(案) 第5期朝霞市高齢者福祉計画案に関する職員コメントへの対応 第5期朝霞市高齢者福祉計画の概要</p> <p>(4) 議案資料</p>		
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管(保存年限 年)</p> <table border="1" data-bbox="563 1227 970 1370"> <tr> <td data-bbox="563 1227 970 1370"> <p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p> </td> <td data-bbox="970 1227 1375 1370"> <p><input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p> </td> </tr> </table> <p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>	<p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p>
<p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p>		
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>			

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

(1) 第2次朝霞市環境基本計画（案）について

【説明】

(清水環境保全課長)

- ・第1次環境基本計画については、平成14年度を初年度、目標年次を平成23年度としての策定を行い、環境の保全等と循環型社会の構築への取組等に関する施策を、総合振興計画と連携して進めていった。
- ・第1次環境基本計画が目標年次を迎え、新たな環境問題への的確な対応を総合的・計画的に展開し図っていくために、平成22、23年度の2か年で、第1次朝霞市環境基本計画の見直しを行い、第2次朝霞市環境基本計画として策定する。
- ・10頁をご覧いただきたい。計画の期間については、平成24年度を初年度とし、平成32年度を目標年次とした。目標年次までの間に環境や社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じ計画や重点的取組を見直し、改定を行うものとする。
- ・計画の構成は、第1章は計画の基本的な考え方について、第2章は環境の概要として、朝霞市の現況と市民、事業者アンケート調査結果から出た環境意識について、第3章は望ましい環境像とその実現に向けて、として望ましい環境像と環境目標について、第4章は環境施策の展開について、第5章は市民、事業者との協働で展開する重点施策について、となっている。
- ・29頁をご覧いただきたい。第1次の環境基本計画では「自然との調和を求め行動するまち朝霞」を望ましい環境像としていたが、第2次環境基本計画では、市民アンケート調査の結果から、朝霞市の好きな場所として、水辺や公園などの緑地が圧倒的に多く、また、環境保全上優先して行うべきことについても緑の保全や緑化、水辺の整備などが上位であったこと、さらには、武蔵野の原風景である斜面緑地や屋敷林といったまとまりのある樹林が残っていることから「水と緑を育む 環境にやさしいまち 朝霞」を望ましい環境像とした。
- ・望ましい環境像実現のため、五つの環境目標を定めた。「健全な環境の確保」、「自然との共生」、「魅力あるまちなみの創造」、「低炭素・循環型社会の構築」、「環境パートナーシップの推進」の五つの環境目標を掲げ、その目標達成に向けた取組を展開していく。
- ・36、37頁をご覧いただきたい。5つの環境目標を実現するために、それぞれの環境目標ごと、施策の方向を示した個別目標を設定している。
- ・例として、一番上の健全な環境の確保の個別目標としては、「きれいな空気」、「きれいな水と土」、「明るく静かなまち」、「安全なまち」の四つの個別目標がある。個別目標は、37頁にあるように基本施策があり、それぞれ右に該当する頁が振ってある。
- ・近年特に、省資源・省エネルギーをはじめ、自然エネルギー等再生可能エネルギーなどの有効活用と温室効果ガス排出量の削減を図っていくことの必要性が高まっており、省

エネや省資源、太陽光発電等自然エネルギー活用 of 取組を進めていくとともに、都市における緑や水辺が有している温室効果ガス吸収機能やヒートアイランド対策により、今残されている緑地や水辺の保全や再生を進めていく必要がある。

- ・第2次環境基本計画では、このような視点に立って、市民と協働で進めていく重点的取組として、37頁の右に、「水と緑の環」、「低炭素の環」、「資源の環」を掲げている。また、こうした重点的取組を協働で進めていくためには、市民の環境に対する理解と協力が必要となる。そのため、従来に増して、幅広い実践的人材づくりと協働の展開を目指した市民の環境教育・環境学習の機会の充実が求められており、四つ目の「環」として「環境学習の環」を掲げ、その充実と展開を図っていく。
- ・87頁をご覧いただきたい。第5章では市民、事業者との協働の展開で、四つの重点的取組を定め、市の重点的施策と環境指標を示し、市民、市民団体、事業者については、それぞれの役割と主な取組の方向を示している。
- ・88頁をご覧いただきたい。一つ目の重点施策「水と緑の環」であるが、市の取組と環境指標を掲げており、表の右には施策の所管課と関係する課を記載している。また、下の環境指標であるが、中間目標値については、第4次総合振興計画後期基本計画の目標値と同様に平成27年度の目標値としている。
- ・89頁には市民、市民団体、事業者の役割と主な取組の展開をあげている。第2次環境基本計画では、環境パートナーシップの環を掲げ、環境パートナーシップによる取組の展開を進めながら、協働事業や取組の推進と進行管理を図っていくことがポイントとなっている。また、今回検討委員会並びに審議会において一番の議論となった問題として、東日本大震災を起因とした福島第一原子力発電所事故による放射線物質による環境汚染への対応があった。
- ・86頁をご覧いただきたい。放射線への対応については、当初は個別目標1-4「安全なまち」の有害物質の中の一項目としていたが、環境汚染への対応は重要なものであることから、別立てで新たな項目を設けた。教育環境常任委員会の所管事務調査の際にも、基本計画の中に農作物、水、食の安全について記載すべきだとの委員からのご意見を受け、審議会に報告をおこなったが、放射線の対応については、現行の環境基本法においても、放射性物質による汚染への対応が想定されておらず、法改正の準備が進められているところであり、未だ不確定な要素が多いこと、また、埼玉県においても現在環境基本計画の策定が進められているが、パブリック・コメントの際の素案を見ると、朝霞市と同様に、環境汚染への対応として現況、課題、対応を記載していることから、86頁のような表現とした。
- ・アンケート調査については、一般成人、中学1年生並びに事業者を対象に実施した。パブリック・コメントについては、7人の方から206件のご意見をいただき、検討委員会、審議会での議論を踏まえ、できる限り修正し計画に反映した。アンケート調査の概要については、105頁から110頁に記載している。

[平成24年2月15日政策調整会議の要旨について報告]

(田中審議監)

- ・1点目としては、10頁の計画の期間が平成24年度から平成32年度の9年間となっており、第1次環境基本計画では10年間の計画としていたのに何故か、という質問があった。担当課からは、現状の第4次総合振興計画が終了し、平成28年度から平成37年度までの第5次総合振興計画が策定された場合の中間年である平成32年度をひとつの目安とした、との回答があった。
- ・しかしながら、地方自治法の改正により、総合振興計画の策定の義務付けが廃止されたため、第5次総合振興計画の計画期間が10年となるかは未確定であり、平成32年度が中間年となるかは未定であるため、第2次環境基本計画の9年間という計画期間が妥当なのか、さらなる議論を行った。
- ・その結果、担当課からは、第5次総合振興計画が今後何年間の計画となるかは不明であり、これまでの総合振興計画を10年間の計画としていたことを基礎として、第5次総合振興計画も平成32年度を中間年と考えていることを環境審議会では常々説明してきたこと、また、計画期間のなお書きで記載しているが、「環境や社会情勢に変化が生じた場合には、必要に応じて計画や重点的取組を見直して、改定を行うものとします。」とあるように、第5次総合振興計画の状況等も勘案しながら、柔軟な対応を図ることが明記されていること、などの理由から、第2次環境基本計画は計画期間を9年間で策定し、その後の状況の変化に対しては、柔軟に対応していきたい、との回答があった。
- ・2点目としては、37頁にある環境パートナーシップによる取組の展開ということで、協働の展開に関わるものを抽出し、4つの環という形で結び付けているものがあるが、もう少し分かりやすい図示にできないかとの指摘があった。検討の結果、より分かりやすくなるよう資料のとおり修正した。
- ・3点目としては、36頁にある施策の方向性の1-3「明るく住み良いまち」であるが、ここは元々「明るく静かなまち」となっていたが、まちの活気という面からすると、「明るく住み良いまち」の方が適切なのではないか、との指摘があり、検討の結果修正を行った。
- ・4点目としては、86頁にある放射性物質への対応についてである。現況、課題点等について記述内容がまとめられているが、朝霞市においては、福島原発への対応として、国の施策に先んじて積極的に色々な取組を行っているため、そのことを記載してはどうかというご意見があった。これに対して担当課からは、現行の環境基本法に放射性物質による汚染の対応が規定されておらず、国の対応等が不確定なことや、また、埼玉県においても現在、環境基本計画を策定中であり、放射性物質への対応について現況、課題、対応の記述に留めていることから、埼玉県に合わせ、現状の記載内容とした。との回答があった。

【意見等】

(富岡市長)

- ・計画期間が9年と中途半端であるが、総合振興計画の終了年度に合わせたのか。

(清水環境保全課長)

- ・そのとおりである。

(富岡市長)

- ・同様の条件であっても、生涯学習計画は10年であったはず。そのほかの計画も10年計画であると思うが、特別な理由がないのであれば、他の計画同様10年にすべきではないか。

(田中審議監)

- ・総合振興計画の法令による作成の義務付けがなくなり、作成するかどうかも含めて市の判断となった。引き続き、総合振興計画を策定する場合にも、他市では市長の任期に合わせ、基本構想を4年や8年に設定するという考え方も出ている。いずれにせよ、次期総合振興計画の策定が近づくに連れて、議論していく必要がある。

(富岡市長)

- ・すべての計画を10年で統一し、第5次総合振興計画の策定に合わせ、計画の見直しをする方が良いのではないか。これだけ9年間の計画というのは不自然である。

(佐藤市民環境部長)

- ・実施計画が3年であり、3の倍数である9年というのも理由の1つである。

(富岡市長)

- ・実施計画はローリング方式であるから、それでは理由にならないのではないか。修正することは可能であるか。

(清水環境保全課長)

- ・審議会会長の了承を受ければ可能である。

(富岡市長)

- ・会長に相談して、修正できるのであれば修正していただきたい。

(清水環境保全課長)

- ・了解した。

(富岡市長)

- ・なお書きであるが、どの計画も柔軟に対応するのは当然のことであるため、必要ないのではないか。

(小澤副市長)

- ・計画期間が9年であっても、10年であっても、最終的には総合振興計画との整合性は必要であろう。
- ・他に5年や10年計画など、調整が必要な計画はあるのか。

(神田政策企画室長)

- ・平成23年度は、本日議論を行う3計画で最後である。

(小澤副市長)

- ・あくまでも市の最上位計画である、総合振興計画にすべて連動を服するという考え方が前提であろう。

(神田政策企画室長)

- ・できる限り総合振興計画に合わせるべきであると議会でも述べているが、それぞれの個別計画に、それぞれの目的と過去の連続性があるため、必ずしもすべて総合振興計画に合わせるようには、各課に要求は行っていない。

(小澤副市長)

- ・どこかで合わせる必要性はある。

(富岡市長)

- ・政策企画室で検討していただきたい。

(田中審議監)

- ・了解した。

【結果】

- ・本件については、一部修正のうえ、原案のとおり決定する。

【議題】

(2) 第4次朝霞市障害者プラン・第3期朝霞市障害福祉計画(案)について

【説明】

(石井福祉課長)

- ・計画概要をご覧いただきたい。上段に記載してある障害者プランについては、障害者基本法に基づく計画であり、障害福祉に関する基本方針を定めるものである。下段の障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づく計画であり、各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保のための方策などを定めるものである。
- ・両計画の計画期間が本年度で終了することから、平成24年度を初年度とする第4次朝霞市障害者プラン・第3期朝霞市障害福祉計画を併せて、本年度策定することとした。
- ・なお、両計画の計画期間は、第4次朝霞市障害者プランが5か年、第3期朝霞市障害福祉計画が3か年である。
- ・策定経過であるが、関係団体聞き取り調査を障害者団体等13団体に対して実施した。また、アンケート調査を障害当事者、介助者、ボランティア計5,550人に対して実施し、回収数は1,768件、回収率は31.9%であった。また、策定委員会を6回、障害者プラン推進委員会を2回、障害者自立支援協議会を2回開催している。
- ・パブリック・コメントについては、11人から23件のご意見をいただき、職員コメントでは、4人から20件のコメントをいただいた。
- ・以上のような経過を経て、1月30日に策定委員会委員長である文京学院大学の西條准教授から市長へ報告が提出されたところである。

(奥田福祉課主幹兼課長補佐)

- ・今回、計画書における全般事項として、「障害者」という表記を、「障害のある人」という柔らかい表記に改め、統一して記述している。また、各頁左右下に黒の大きな正方形で、視覚障害者用SPコードを付加している。
- ・市長あいさつの次に目次があるが、その次からが障害者プランとなっており、68頁からが障害福祉計画という構成となっている。
- ・2頁をご覧いただきたい。2頁では基本理念、3頁では諸計画との整合、計画の期間などについて図示している。
- ・4頁をご覧いただきたい。4頁には市の概要、5頁には人口、世帯の動向と、以降7頁まで続いている。8頁からは、障害のある人の状況、身体、知的、精神と以降、12頁までの記述となっている。
- ・13頁から26頁まではアンケート調査及び13団体から行った聞き取り調査の内容とその結果のまとめである。
- ・27頁であるが、計画の基本理念のもとに6つの基本目標を定めている。29頁をご覧いただくと、その6つの基本目標に黒塗り部分10の大柱、その右に25の中柱という構成になっており、次頁以降で各施策を位置付けている。
- ・なお、黒の四角で表示しているのが各施策であり、総施策数は全体で114施策である。
- ・35頁をご覧いただきたい。障害のある人に対する虐待防止関係の施策を追加しており、障害者虐待防止法が昨年6月24日に成立し本年10月から施行されることに伴い、虐待防止対策などについて記述したものである。
- ・39頁の黒四角の一番上をご覧いただきたい。相談支援体制の整備では、昨年4月から本市単独で開始した「はあとぴあ障害者相談支援センター」について、その充実を図る旨記述した。
- ・47頁をご覧いただきたい。上から2つ目の施策であるが、障害のある子どもへの支援を記述した。平成22年12月に障害者自立支援法、児童福祉法などが改正され、平成23年10月施行、平成24年4月施行と2段階施行されることを踏まえて、児童発達支援センター事業、育み支援バーチャルセンター事業など障害のある子どもへの支援を盛り込んだものである。
- ・48頁上から3つ目に市が実施する日中一時支援事業の充実、同頁一番下に、緊急時の支援として手話通訳者の緊急時派遣、49頁一番上の行に、本年度から実施する障害者緊急通報システムの導入などを位置付けた。
- ・58頁の就労継続支援においては、昨年4月はあとぴあの知的障害者授産施設が障害者自立支援法に定める新体系施設に移行したこと、また、市が業務発注に努めることなどを改めて記述したところである。
- ・69頁をご覧いただきたい。ここからは障害福祉計画である。この計画は、法定の障害福祉サービスや市が実施すべき地域生活支援事業等の見込みなどを立てるものであり、法律を抜粋したものである。

- ・ 1例として、76頁をご覧いただきたい。訪問系サービスとして居宅介護、重度訪問介護などの内容について記載し、80頁をご覧いただくと、これまでの実績と今後の見込を表とグラフ化して表示している。以降、その他の法定サービスごとに104頁まで続いている。
- ・ 105頁をご覧いただきたい。市の実施すべき地域生活支援事業の一覧表示を記載しており、次頁以降に個々の内容を記載している。
- ・ 障害福祉計画の主な変更点であるが、平成22年12月の障害者自立支援法の改正を受けて記述を追加している。
- ・ 77頁であるが、新たな法定サービスとして、重度視覚障害者が利用する同行援護、同じく104頁には、新たな法定事業として地域移行支援、地域定着支援などを盛り込んでいる。
- ・ 109頁をご覧いただきたい。成年後見制度利用支援事業が市の必須事業として位置付けられたため、その支援を図る旨の記述と今後の見込みなどについて表記した。
- ・ 128頁では計画の進行管理体制など、131頁からは資料編となっており、策定の経過などについて掲載している。

[平成24年2月15日政策調整会議の要旨について報告]

(田中審議監)

- ・ 1点目としては、60頁の一番下、「交通安全施設の整備」であるが、当初は、歩車分離型信号やエスコートゾーンについての記述があったが、現状市内に設置が見込まれていないため、記述を削除した。
- ・ 2点目としては、63頁の①「防災体制の整備」であるが、当初は、「災害発生時に冷静に避難行動ができるよう障害のある人の参加による地域防災訓練を行います。」との記述があったが、現状障害のある人の参加による防災訓練を行うかは未定であるため、「災害発生時には地域ぐるみで避難行動ができるよう防災訓練を行います。」という記述に修正した。

【意見等】

(小澤副市長)

- ・ 47頁の地域活動支援センターは、市の単独になるはずである。それでも運営支援となるのか。

(奥田福祉課主幹兼課長補佐)

- ・ 現状ある3施設以外にも、他の団体から新たに地域活動支援センターを運営したいという相談もあり、その立ち上げ等への支援という意味でここでは記述している。

(小澤副市長)

- ・ 新規に基準を満たして、地域活動支援センターとして運営したいというところに、支援を行うという意味か。

(奥田福祉課主幹兼課長補佐)

- ・そのとおりである。

(高橋都市建設部長)

- ・29頁の施策に頁番号を振った方が見やすいのではないか。

(奥田福祉課主幹兼課長補佐)

- ・了解した。

【結果】

- ・本件については、一部修正のうえ、原案のとおり決定する。

【議題】

(3) 第5期朝霞市高齢者福祉計画(案)について

【説明】

(目崎長寿はつらつ課長)

- ・高齢者福祉計画は、介護保険制度が導入された平成12年度から始まり、3年に1度の介護保険事業計画の見直しも含めた計画である。
- ・なお、今回の第5期高齢者福祉計画は、平成24年度から平成26年度の3年間の計画である。
- ・第5期高齢者福祉計画は、在宅介護サービスや施設整備など介護保険サービスの給付見込み量を計画し、介護保険料の算定などを行うものである。策定経過については、高齢者福祉計画推進会議を、平成22年度は4回開催し、主に、アンケート調査の内容を検討し、結果のとりまとめを行った。平成23年度は、2月10日までに会議を5回開催し、主に介護保険の給付サービス見込量の推計や、施設整備計画、介護保険料の算定、高齢者の一般施策、パブリック・コメントなどを行った。
- ・資料1の表紙をめくっていただくと、目次があり、1頁から7頁の「第1章 計画の前提」から36頁から68頁までの「第5章 介護保険事業の見込みと保険料設定」までとなっている。
- ・これまでの第3期、第4期高齢者福祉計画の基本理念でもある「長寿を楽しみ喜べる朝霞の創造」という理念は、介護保険制度が大きく転換した平成18年度に掲げたものであり、第5期においても理念は継承するが、平成18年度から創設された、地域密着型サービスの充実を図り、地域包括支援センターの相談支援体制の充実を図るなど、具体的な対応を図るため、基本理念の副題として、「住み慣れたまち朝霞で住み続けていくために」を追加し、第5期高齢者福祉計画は、第6期以降の超高齢社会へ向けた準備段階と位置付けたものである。
- ・第4期高齢者福祉計画からの主な変更点については、①施設整備については、既存のグループホームなどの拡充を図る中、第5期高齢者福祉計画で創設された新たなサービス

である「24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を平成26年度に導入すること。②ケアマネジメント機能の強化のため、5か所ある地域包括支援センターの機能を充実させるため、相談員の体制を現行の3人から4人体制にして、増加する高齢者の相談に対応していくこと。③高齢者の見守り施策としては、既存の施策の他、平成24年度に「安心見守り連絡カード」の配付という新たな施策を実施することや、地域の中での連携を強化して、地域での支え合いづくりの充実を図ること、の3点である。

- ・ 1頁の計画策定の背景・趣旨であるが、上から4行目にあるように、平成27年には団塊の世代が65歳以上になり、高齢者の急速な増加が見込まれ、超高齢社会を迎えること、また、上から8行目にあるように、要介護状態になっても、住み慣れた地域で継続して生活ができるように、地域包括ケアの考え方（医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス）を継続して取り組むこと、この2つが計画の前提となっている。
- ・ 3頁の計画の期間は、表にあるとおり平成24年度から平成26年度の3年間の計画である。
- ・ 4頁の「5 計画の取組み」には、①地域包括ケアの推進、②介護サービス基盤整備、5頁の③介護サービスの質的向上、④介護予防の推進、⑤認知症高齢者支援対策の推進、⑥高齢者の積極的な社会参加、6頁の⑦高齢者の居住に係る施策との連携の7項目について検討を行い、推進していきたいと考えている。
- ・ 7頁は、「地域包括ケアシステムのイメージ」であるが、介護・医療・予防・住まい・生活支援の5つが一体的に関わりを持っているのを表す図となっている。
- ・ 8頁からは、高齢者の現状として、人口の推移や9頁の世帯の状況など、11頁からは今後の高齢者人口の推計、12頁の介護認定者数の推移などについて記載している。
- ・ 14頁では、平成18年度からの第3期高齢者福祉計画、平成21年度からの第4期高齢者福祉計画に続いて、第5期高齢者福祉計画も基本理念である「長寿をともに楽しみ喜べる朝霞の創造」は継承するが、地域密着型サービスの充実を図り、地域包括支援センターの相談支援体制の充実を図るなど、具体的な対応を図るため、基本理念の副題として、「住み慣れたまち朝霞で住み続けていくために」を追加した。
- ・ 15頁であるが、「施策目標1 地域における生きがいづくりや社会参加を支援します」、「施策目標2 健康づくり・介護予防を支援します」、「施策目標3 住み慣れた地域で暮らせる自立のためのサービスを確立します」、「施策目標4 安心・安全な生活ができる環境を整備します」の4つの施策目標を掲げた。また、22頁は、地域包括支援センターについて、5つの圏域と役割について記載しており、本文中4行目にあるように、地域包括支援センターが中心となって、民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、高齢者の見守りネットワークづくりを進めるとの内容になっている。
- ・ 23頁からの施策の具体的な展開については、施策目標1では、24頁の菱形の6番目「地域活動を始めようとするシニア世代への支援」を追加したほか、内容の見直しを行った。
- ・ 25頁からの施策目標2では、菱形の1番目「高齢者を対象とした筋力向上トレーニング

グ等の介護予防教室の実施」において、昨年度から開始した「けんこうサロン」を追記した。また、菱形の2番目「介護予防の普及・啓発」では、同じく、昨年度から実施している「介護の日イベント」について追加したほか、26頁の介護予防の推進については、事業名称などの変更があり全体的な修正を行った。

- ・27頁からの施策目標3では、菱形の1番目「介護サービス基盤の整備」において、既存のグループホームの拡充のほか、新たに創設されたサービスについても整備を行う旨追加したが、パブリック・コメントの中で、職員から高齢者の住宅確保について追加する必要があるとのご意見があったため、新たに創設されたサービスの後に括弧書きで、新たに創設された（「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、サービス付き高齢者向け住宅」）の追加を考えている。これは、2月10日に開催した第5回高齢者福祉計画推進会議に2件のパブリック・コメントを議題とした結果、追加することとする。
- ・30頁の（5）ケアマネジメント機能の強化では、これまで市内5か所にある地域包括支援センターのより一層の機能の強化を図っていくために、各包括支援センターの相談員を平成24年度から、現行の3人体制から4人体制に増員する。
- ・施策目標の4番目は、32頁から35頁になるが、成年後見制度の普及啓発や介護者、特に家族介護者への支援について記載しており、34頁の（4）見守りの充実については、力を入れたい内容であるため、1つの施策として独立させ、「公助の部分」市の施策（ヤクルト配付、安心見守りシステム、配食サービス）を掲載した。また、（5）地域支え合いづくりの体制強化では、今年度から組合と協定を結んで実施している、新聞販売店による見守り事業や自治会・町内会などと連携して行っている災害時要援護者対策など、市役所だけでは実施できない事業であり、いわゆる「共助の部分」として取りまとめている。
- ・36頁は、平成21年度から23年度における介護保険サービスの現状として、サービス利用者の推移や給付費の推移について、38頁からは各居宅サービスの平成21年度から23年度の実績と平成24年度から26年度の利用見込みについて、49頁からは地域密着型サービスの実績及び利用見込みについて、となっている。
- ・49頁の②認知症デイサービス、50頁の④認知症高齢者グループホーム、51頁の⑤地域密着型特定施設入居者生活介護、⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、今期の計画で利用の増加を見込んでいる。また、52頁の⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、新たに創設されたサービスであるが、平成26年度の整備を予定している。
- ・55頁の施設サービスについては、①特別養護老人ホームの朝光苑の入所定員を平成25年度から、利用の増加を見込んで、現在の70名から75名への増床を予定している。
- ・59頁であるが、地域支援事業は、①介護予防事業、②包括的支援事業については市が実施することが法定されている事業で、③任意事業、④介護予防・日常生活支援総合事業は、市が必要に応じて実施する任意事業となっている。

- ・介護予防事業は要支援・要介護状態となる可能性の高い二次予防対象者を把握し、介護を必要としない状態を維持していけるようにするための二次予防事業と、元気高齢者を増やしていくための一次予防事業があり、65頁の包括的支援事業については、地域包括支援センターの相談内容別件数を掲載している。
- ・66頁の任意事業は、介護給付適正化事業、家族介護支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業を実施しているが、67頁にある第5期高齢者福祉計画から始まる介護予防・日常生活支援総合事業については、一般施策と重複する点や予算の裏付けもないため、本期の計画では見込んでいない。
- ・69頁から第5期の介護保険サービスに基づいて、介護保険料を算定したところ、70頁及び71頁で保険料段階が、現行（第4期）の10段階から、第5期は13段階に区分を増やし、75頁の一番下、保険料の基準額を第4期の3,500円から第5期は4,125円となっている。
- ・76頁から77頁は、第6章計画の推進にあたって、市民の声を反映した推進、市民・関係団体等と連携した推進について記載している。
- ・なお、77頁からは、資料編として、昨年実施したアンケート結果、121頁からは第4期における高齢者一般施策の実施状況、131頁から132頁は、高齢者福祉計画推進会議の委員名簿、133頁から134頁は推進会議の経過、135頁から136頁は要綱、137頁から139頁はパブリック・コメント、140頁から142頁は用語集となっている。説明は以上である。

[平成24年2月15日政策調整会議の要旨について報告]

(田中審議監)

- ・計画の概要についての「1 概要」に書いてあるように、高齢者福祉計画は、介護保険事業計画の見直しを含めた計画となっており、介護保険事業計画がどこに位置付けているのかを明確にした方が良いとのご意見があり、目次の第1章の前には括弧書きで「高齢者福祉計画」を、第5章の前には括弧書きで「介護保険事業計画」を明記した。

【意見等】

(富岡市長)

- ・彩夏ちゃん健康長寿プロジェクトはこの計画の中に含まれているのか。

(中村健康づくり部長)

- ・彩夏ちゃん健康長寿プロジェクトは、内容をこれから詰めていくため、位置付けていない。

(小澤副市長)

- ・8頁の総人口及び年齢構成の推移だけは、何故1月1日のデータを使用しているのか。

(目崎長寿はつらつ課長)

- ・現段階では平成24年4月1日のデータは取れないため、最新の平成24年1月1日時

点のデータを使用した。これまでの計画の中でも、1月1日のデータで算定してきている。

(小澤副市長)

- ・では、11頁の人口の将来像は何故4月1日時点のデータなのか。

(目崎長寿はつらつ課長)

- ・ここは推計であり、事業に活用するデータとしては、年度初めのデータの方が適正である。

【結果】

- ・本件については、原案のとおり決定する。

【議題】

(4) 平成24年第1回朝霞市議会定例会提出議案について

議案第1号 平成24年度朝霞市一般会計予算

(小林総務部長)

- ・平成24年度一般会計予算は、前年度当初予算に対し、1%減の350億円である。
- ・歳入であるが、市税は全体で、202億8,359万6,000円を見込み、前年度当初予算と比較して1.7%、金額では3億4,032万8,000円の増額となっている。内訳であるが、納税義務者数の増加のほか、税制改正による年少扶養控除の廃止などにより、個人市民税で前年度比5.8%の増、法人市民税では、一部企業における業績の回復などから前年度比27%の増を見込んでいる。固定資産税では、土地の評価の下落や評価替えに伴う在来家屋の減価により、前年度比4.4%の減となっている。また、都市計画税についても、固定資産税と同様に評価替えにより、前年度比2.7%の減を見込んでいる。
- ・なお、歳入総額に占める割合は、58%となる。
- ・地方譲与税は、前年度当初予算に対し、2.3%減の2億900万円となっている。地方消費税交付金は、13.6%増の11億2,000万円を計上した。
- ・地方特例交付金は、税制改正による年少扶養控除の廃止などによる地方増収分があることにより、国と地方の負担調整が行われるため、住宅ローン控除に対する減収補てん特例交付金のみを見込み、50.2%減の1億3,100万円を計上した。
- ・地方交付税のうち、普通交付税については、平成23年度に引き続き、交付団体であることを見込み、実績を踏まえて4億2,000万円を計上している。特別交付税についても、実績を踏まえて1億4,600万円を計上している。
- ・分担金及び負担金は、保育園及び放課後児童クラブの保護者負担金などで、前年度当初予算に対し、7.3%増の5億3,849万4,000円を計上した。
- ・使用料及び手数料のうち、使用料では市民会館、斎場、自転車駐車場などの施設使用料

などを、手数料では住民票など各種証明書等の発行手数料や、一般廃棄物処理手数料などを計上し、前年度当初予算に対し、1%増の7億2,282万8,000円となっている。

- ・国庫支出金のうち、国庫負担金では、子どものための手当負担金や、生活保護費負担金などを、国庫補助金では、子育て家庭の支援事業に対する、子育て支援交付金のほか、幼稚園就園奨励費補助金などを、委託金では、国民年金事務費交付金などを計上し、国庫支出金全体では、前年度当初予算に対し、10%減の50億6,387万1,000円を計上した。
- ・県支出金のうち、県負担金では、障害者自立支援給付費負担金、子どものための手当負担金などを、県補助金では、重度心身障害者医療費支給事業補助金のほか、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業補助金などを、委託金では、個人県民税徴収委託金などを計上し、県支出金全体では、前年度当初予算に対し、2.1%減の17億5,966万4,000円を計上した。
- ・繰入金のうち、財政調整基金繰入金は、3億2,400万円とし、全体では、3億2,400万3,000円を計上した。
- ・繰越金は、平成23年度の剰余金として、7億円を計上した。
- ・諸収入は、競艇事業収入や学校給食費受入金をはじめ、小口等融資などの貸付金収入や資源ごみ売払代金などで、前年度当初予算に対し、8.1%増の9億5,064万1,000円を計上した。
- ・市債は、22億7,677万3,000円の借り入れを予定している。内訳としては、朝志ヶ丘放課後児童クラブ保育室建設事業債など9件をはじめ、災害援護資金貸付金、臨時財政対策債の計11件である。
- ・以上のほか、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、交通安全対策特別交付金、財産収入、寄附金を合わせ、歳入総額は、350億円である。
- ・続いて、歳出の概要であるが、議会費は、前年度当初予算に対し、12.1%減の3億651万9,000円を計上した。主なものとしては、議員の報酬や職員の人件費など事務的な経費である。
- ・総務費は、前年度当初予算に対し、60万5,000円減の39億7,590万4,000円を計上した。
- ・主な事業として、秘書費は、市長、副市長の秘書業務にかかる経費などである。
- ・人事管理費では、複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応できるよう、民間企業への派遣や自治大学校研修などの職員研修をはじめ、人事考課制度を通じて職員の人材育成を図り、市民サービスの向上に努める。
- ・人権政策費では、男女平等施策の推進拠点となる、(仮称)朝霞市女性センターの設置にかかる経費を計上した。
- ・市政情報費では、子ども議会の開催にかかる経費や、ホームページのリニューアルにか

かる経費のほか、市勢要覧の作成経費などを計上した。また、電算管理事業では、法改正に伴う電算システムの改造経費などを計上した。

- ・財産管理費では、公有財産の有効活用を念頭に置いた管理に努めるほか、市庁舎が安全、快適に利用いただけるように適切な管理を図る。
- ・危機管理対策費では、近い将来発生が懸念される首都直下型地震における被害を最小限に抑えるため、今般の東日本大震災の教訓を踏まえ、地域防災計画の見直しを行っていく。また、防災行政無線受信所の増設をはじめ、防災行政無線の放送を防災ラジオで補完する制度を実施するほか、災害用備蓄資機材の充実を図るなど防災体制の強化に取り組んでいく。
- ・市制施行45周年記念式典費では、市政発展にご尽力いただいた方々に感謝の意を表すため記念式典を開催する。
- ・政策総務費では、昨年度に策定した第4次行政改革大綱に基づく行政改革を着実に推進するほか、行政評価制度の活用により事務事業の見直しを継続的に行うことで行政サービスの向上を図っていく。
- ・戸籍住民基本台帳費では、夜間・休日に戸籍の届出を受け付けるための経費や、住民基本台帳法の改正に伴い、外国人登録を住民基本台帳に統合するための経費などを計上した。
- ・選挙費では、市長選挙にかかる経費などを計上した。
- ・地域づくり支援費では、自治の振興を図るため、町内会、自治会への補助を行うほか、市民活動支援ステーションにおいて、NPOなど市民活動団体への支援を行っていく。また、国際化を推進していくほか、国内の他市との交流を深めるため鳴子踊りによる交流を進めていく。
- ・消費生活対策費では、消費者被害の未然防止を図るほか、相談事業を強化していく。
- ・民生費について、本年度は、前年度当初予算に対し、0.6%、金額では、9,255万7,000円増の156億1,983万円を計上した。
- ・社会福祉総務費では、民生委員の活動にかかる補助金のほか、社会福祉協議会への補助金などを計上した。
- ・障害福祉費では、障害のある人の日常生活への支援をはじめ、心身障害のある人の医療費負担への経済的支援などを行っていく。
- ・高齢者福祉総務費では、埼玉県後期高齢者医療広域連合に対する負担金、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を計上するほか、新たに、後期高齢者が近隣4市以外の検査機関等で人間ドックを受診した場合に助成を行っていく。
- ・高齢者福祉費では、ひとり暮らし高齢者等の緊急時の医療情報を救急隊等に的確に伝達するために、新たに安心見守り連絡カードの配付を実施するなど、高齢者の安心見守り支援事業の充実に努めていく。また、特別養護老人ホーム朝光苑の空調機の入替工事など、施設入所者が快適に過ごすことができるように環境整備を図っていく。
- ・児童福祉総務費では、家庭児童相談員にかかる経費のほか、こども医療費にかかる経費

を計上した。

- ・放課後児童クラブ費では、朝志ヶ丘放課後児童クラブ保育室の移転改築に要する経費を計上するほか、放課後児童クラブの入室対象年齢を小学4年生まで拡大して受け入れを行っていく。
- ・保育園費では、浜崎保育園の借地契約の終了に伴い、移転に要する経費を計上するほか、福島第一原発事故により食品の放射能汚染への不安が広がっていることから、保育園給食食材の放射性物質の検査を行い、安全・安心な給食を提供できるようにしていく。
- ・児童措置費では、家庭保育室の安定した運営を図るため、家庭保育室の運営費及び保護者に対する補助を実施するほか、子どものための手当の支給に要する経費などを計上した。
- ・生活保護総務費では、生活保護の相談件数が増加していることから、専門の面接相談員による、相談者の立場に立ったきめ細やかな相談援助体制を充実させていく。
- ・国民健康保険事業費では、国民健康保険特別会計に対して、保険基盤安定繰出金、出産育児一時金繰出金を支出するほか、財政安定化支援などを行うものである。
- ・衛生費について、本年度は、前年度当初予算に対し、1.4%増の28億9,837万6,000円を計上した。
- ・母子保健事業費では、母と子の健康増進のために、乳幼児の発育・発達、栄養などに関する相談を行うほか、育み支援バーチャルセンター事業に要する経費や妊婦一般健康診査を行うための経費などを計上した。
- ・予防事業費では、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンなどの予防接種事業を行うほか、高齢者の肺炎予防に非常に有効とされている高齢者肺炎球菌の予防接種に対する補助を新たに実施する。
- ・健康増進事業費では、子宮がんなどの各種がん検診を実施するほか、健康相談事業や健康診査事業を実施し、市民の心身の健康づくりを支援していく。
- ・環境衛生費では、不法投棄の未然防止と早期発見などのために巡回パトロール及び夜間監視パトロールを実施するほか、小学生を対象にした夏休み水辺教室などの事業を通して環境美化意識の向上に努めていく。
- ・公害対策費では、温室効果ガスの削減に貢献するため、太陽光発電システムの設置に対する補助を引き続き行うなど、地球温暖化対策の普及・啓発を推進していく。
- ・清掃総務費では、地球環境を守るため、リデュース・リユース・リサイクルの3R活動の推進を通して、資源を大切にし、ごみを減らす循環型社会の構築を目指していく。
- ・塵芥処理費では、廃棄物処理施設の維持管理や延命化対策を行う経費を計上しているほか、ごみ集積所監視パトロールの実施により、ごみの分別収集運搬を適正に行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていく。
- ・労働費は、前年度当初予算に対し、7.6%減の2,436万8,000円を計上した。主な事業としては、就労希望者を支援するためのセミナーの開催や相談業務を実施するほか、預託金制度により勤労者が住宅資金や土地購入資金を低利で借り入れできるよう

にするなど勤労者の福祉の向上を図っていく。

- ・農林水産業費は、前年度当初予算に対し5.1%減の7,834万5,000円を計上した。
- ・農業振興費では、市民農園や浜崎農業交流センターの運営にかかる経費を計上するほか、地産地消や農業振興に対する各種補助の実施を通して都市農業の発展を支援していく。
- ・商工費は、前年度当初予算に対し、1.9%増の2億4,046万1,000円を計上した。
- ・商工業振興対策費では、中小企業の振興と経営の安定化のために行っている小口等融資貸付預託金を増額するほか、引き続き「ホッと茶屋あさか」の運営費などTMO構想推進事業に対する補助にかかる経費や、個人住宅リフォーム資金補助にかかる経費を計上した。
- ・土木費について、本年度は、前年度当初予算に対し、8.1%増の33億731万1,000円を計上した。
- ・建設総務費では、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命財産を守るため、旧耐震基準に基づいて建設された建築物の耐震診断、耐震改修に対する補助制度の実施や、耐震シェルター・耐震ベッドの設置に対する補助を行うことで、地震災害による被害の軽減を図っていく。
- ・道路維持費では、道路照明灯のLED化の推進や、放置車両撤去など道路を安全快適に利用するための維持管理に要する経費を計上するほか、花と緑のまちづくり事業を推進するための経費を計上した。
- ・道路新設改良費では、旧暫定逆線引き地区を含む道路改良工事や、歩行者の安全を確保するための歩道整備工事、交通の円滑化を図るための道路拡幅工事を実施するほか、朝霞駅南口駅前通りのアメニティーロード化実現に向けた基本設計にかかる費用を計上した。
- ・河川費では、ゲリラ豪雨などの被害対策である排水機場の維持管理にかかる経費のほか、埼玉県が黒目川の水辺再生事業として整備した、わくわく田島緑地の利便性を図るために駐車場を整備する経費を計上した。また、黒目川桜並木や遊歩道周辺の景観を楽しんでいただけるよう、桜の季節に提灯、灯籠、仮設トイレを設置するほか、清掃・除草を行うなど適切な維持・管理のために要する経費を計上した。
- ・橋梁整備費では、落橋防止対策を計画的に実施しており、本年度は、黒目橋の落橋防止対策工事のほか、大橋の落橋防止対策のための設計を行っていく。
- ・交通安全推進費では、道路区画線や道路反射鏡などの交通安全設備の維持管理や交通指導員配置事業のほか、自転車駐車場の管理・運営及び放置自転車対策などに要する経費を計上した。
- ・都市計画総務費では、良好な景観の保全と形成を促進し、潤いのある豊かな生活環境を確保するため、平成24年度から平成26年度までの継続事業で景観計画の策定に着手する。

- ・街路事業費では、緑ヶ丘通線、観音通線、駅西口富士見通線、駅東通線、岡通線の整備にかかる用地購入費などの経費のほか、買収済の都市計画道路用地の維持管理経費を計上した。
- ・下水道費では、下水道事業特別会計に対する繰出金を計上した。
- ・公園費では、朝霞中央公園のジョギングコース路面改修や滝の根公園の木製デッキ改修など、市民が安全かつ快適に公園や児童遊園地を使用できるよう、施設の改修、維持管理に努めていく。また、(仮称)基地跡地・シンボルロード整備事業として、プレイパークの実証実験を実施する。
- ・消防費について、本年度は、前年度当初予算に対し、0.6%減の12億5,662万6,000円を計上した。
- ・常備消防費では、朝霞地区一部事務組合議会総務負担金、消防負担金を計上した。
- ・非常備消防費では、消防団の運営支援や、消防団員の団結力の強化につながる事業を実施するほか、災害時の被害の軽減を図るため消防施設の適切な管理に努めていく。
- ・教育費について、本年度は、前年度当初予算に対し、15.2%減の40億6,679万2,000円を計上した。
- ・事務局費では、教育基本法の規定に基づき、教育振興基本計画を策定する。
- ・教育指導費では、小学校において外国語活動の授業が必修となったことから、小学校専任の英語指導助手を増員することで、外国語授業の充実を図っていく。
- ・小学校の学校管理費では、平成18年度から取り組んできた、第五小学校改築事業の完了に伴う落成式典を開催する。また、熱中症対策として、現在、設置のない小学校の教室にエアコンを設置するほか、エアコン設置までの熱中症対策として、冷感スカーフを配付する。さらに、計画的に実施しているトイレの改修を推進するなど、教育環境の整備を充実していく。
- ・中学校の学校管理費では、小学校と同様にエアコンの設置、冷感スカーフの配付及びトイレの計画的改修を実施するほか、教育振興費では、新学習指導要領の全面実施に合わせた教材の購入を行っていく。
- ・学校保健費では、学校のプールにおける放射性物質濃度測定に要する経費などを計上した。
- ・学校給食費では、食品の放射能汚染への不安が広がっていることから、学校給食食材の放射性物質の検査を行い、児童・生徒に安全・安心な学校給食を提供できるようにする。また、第四小学校及び第五小学校以外の自校給食室設置に向けて検討を進めていく。
- ・社会教育総務費では、子ども大学あさかの実施や、あさか学び支援制度などをはじめ、生涯学習体験教室や市民企画講座への補助など、自主的な学習活動への支援を行い、生涯学習活動の推進を図っていく。
- ・青少年健全育成費では、放課後こども教室の実施校を拡充することで、子ども達と地域の方との交流の機会を増やしていく。
- ・文化財保護費では、文化財への理解や愛着を深めていただくために、市民共有の財産で

ある市内の文化財の、みどころマップを改定する。

- ・博物館費では、第27回企画展として、丸沼芸術の森と共催で「(仮称)丸沼コレクション展」を開催する経費を計上した。
- ・公民館費では、安全かつ快適に利用していただけるよう施設の維持管理を行うほか、隔年で実施しているプラネタリウムソフトの制作や、公民館まつりなどの各種事業を通して市民の生涯学習活動を支援していく。
- ・図書館費では、すべての市民が利用しやすく、自主的な学習を支援することができるように、図書資料の整備充実を図り、本に親しむための各種イベントを開催するほか、施設の適切な維持管理を実施していく。
- ・総合体育館費では、老朽化したバスケットゴールの更新を行うほか、公園体育施設費では、北朝霞公園野球場の照明設備や、内間木テニスコートの人工芝を改修する経費を計上した。
- ・公債費について、本年度の元金件数は177件、利子件数は200件で、そのほか一時借入金利子を合わせ、31億6,946万1,000円を計上しており、前年度当初予算に対し、1.1%の増である。
- ・諸支出金は、災害援護資金貸付金、土地開発基金繰出金で、600万7,000円を計上した。
- ・予備費については、前年度と同額の5,000万円を計上し、歳出総額は、350億円である。
- ・以上、歳入歳出予算のほか、一時借入金については、年度を通じて、一時的な資金収支の不均衡に対応するため、20億円の最高額を定めている。
- ・第2表継続費は、景観まちづくり推進事業について設定するものである。
- ・第3表債務負担行為は、利子補給補助として総合支援資金貸付金など、損失補償として県信用保証協会に対する融資制度や市内循環バス運行事業、債務保証として土地開発公社借入金を設定している。
- ・第4表地方債は、朝志ヶ丘放課後児童クラブ保育室建設事業など9件をはじめ、災害援護資金貸付金、臨時財政対策債などの11件について、借入限度額などを定めるものである。

【質疑等】

なし

議案第2号 平成24年度朝霞市国民健康保険特別会計予算

(中村健康づくり部長)

- ・本議案は、平成24年度朝霞市国民健康保険特別会計予算である。平成24年度朝霞市国民健康保険特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ115億4,000万9,000円で、前年度当初予算と比較すると、6.5%の増と

なっている。

- ・歳入であるが、国民健康保険税については、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び、介護納付金分を合わせ、30億2,842万3,000円で、歳入総額の26.2%を占めている。
- ・国庫支出金は、24億9,327万9,000円、療養給付費等交付金は、4億2,251万8,000円、また、前期高齢者交付金は、21億3,469万1,000円、共同事業交付金は、18億4,158万4,000円を見込み、そのほか、県支出金及び繰入金などで、16億1,951万4,000円となっている。
- ・続いて、歳出であるが、保険給付費については、被保険者に対する療養給付事業、高額療養費支給事業などで、74億5,794万2,000円、後期高齢者支援金等は、75歳以上の高齢者に対する後期高齢者支援事業で、15億1,547万8,000円、介護納付金は、介護保険に対する介護納付事業で、6億8,301万4,000円、そのほか、前期高齢者納付金など医療費関係経費を合計すると、歳出総額の83.7%を占めている。また、共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出事業などで、16億5,296万5,000円を計上し、そのほか、総務費、保健事業費などで、2億2,705万1,000円となっている。

【質疑等】

なし

議案第3号 平成24年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計予算
(高橋都市建設部長)

- ・本議案は、平成24年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計予算である。平成24年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ16億1,584万5,000円で、前年度当初予算と比較すると、2.2%の減となっている。
- ・歳入であるが、分担金及び負担金363万7,000円は、下水道事業費負担金等で、使用料及び手数料8億4,477万1,000円は、下水道使用料等である。繰入金5億6,533万1,000円は、一般会計からの繰入金で、繰越金2,000万円は、前年度繰越金を、諸収入100万6,000円は、融資預託金返還金等で、市債1億8,110万円は、公共下水道事業債及び流域下水道事業債を見込んだものである。
- ・続いて、歳出であるが、下水道総務費7億5,995万3,000円のうち一般管理費は、職員11人分の人件費、事務経費のほか、水洗便所改造資金融資預託金、料金徴収業務委託料等で、維持管理費は、下水道台帳作成委託料のほか、荒川右岸流域下水道維持管理負担金等を計上した。
- ・下水道事業費3億4,628万7,000円のうち、污水管事業費は下水道施設耐震診

断委託料、施設設備管理委託料のほか、旧暫定逆線引き地区の污水管工事や浸入水防止工事等を計上したもので、雨水管事業費は、旧暫定逆線引き地区の雨水管工事のほか、田子山下水道路費負担金等を計上し、流域下水道事業費は、県の事業計画に基づいた荒川右岸流域下水道事業費負担金を計上した。

- ・公債費 5 億 4 6 0 万 5, 0 0 0 円は、公共下水道及び流域下水道の地方債に係る元利償還金である。
- ・第 2 表債務負担行為は、水洗便所改造資金融資あっせんに伴う損失補償で、第 3 表地方債は、下水道事業に対する市債の借入れ限度額などを定めるものである。

【質疑等】

なし

議案第 4 号 平成 2 4 年度朝霞市介護保険特別会計予算

(中村健康づくり部長)

- ・本議案は、平成 2 4 年度朝霞市介護保険特別会計予算である。平成 2 4 年度介護保険特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ 4 4 億 1, 4 7 6 万 1, 0 0 0 円で、前年度当初予算と比較すると、6. 4 %の増となっている。
- ・歳入であるが、介護保険料については、現年度の特別徴収及び普通徴収と滞納繰越分を合わせ、1 0 億 5, 6 1 1 万 3, 0 0 0 円で、歳入総額の 2 3. 9 %を占めている。
- ・国庫支出金は、7 億 8, 3 6 0 万 3, 0 0 0 円、支払基金交付金は、1 2 億 2, 7 3 4 万 2, 0 0 0 円、
- ・県支出金は、6 億 6, 8 9 0 万 3, 0 0 0 円を見込み、そのほか、財産収入、繰入金などで、6 億 7, 8 8 0 万円となっている。
- ・続いて、歳出であるが、総務費は、一般管理事務費などで、9, 3 5 1 万円となっている。
- ・保険給付費は、被保険者に対する居宅介護等サービス給付事業、地域密着型介護サービス給付事業及び施設介護サービス給付事業のほか、介護予防サービス給付事業などで、4 2 億 8 5 万 8, 0 0 0 円となり、歳出総額の 9 5. 1 %を占めている。
- ・地域支援事業費は、介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業で、1 億 1, 2 8 3 万 4, 0 0 0 円を計上し、そのほか、基金積立金、諸支出金、予備費などで、7 5 5 万 9, 0 0 0 円となっている。

【質疑等】

なし

議案第 5 号 平成 2 4 年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算

(中村健康づくり部長)

- ・本議案は、平成24年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算である。平成24年度後期高齢者医療特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ9億4,592万円で前年度当初予算と比較すると、13.6%の増となっている。
- ・歳入であるが、後期高齢者医療保険料については、埼玉県後期高齢者医療広域連合の平成24年度・平成25年度保険料率の改定や被保険者数等の試算などに基づき、8億552万5,000円を見込んだほか、繰入金などで、1億4,039万5,000円となっている。
- ・続いて、歳出であるが、総務費については、一般管理事務費で、680万1,000円、後期高齢者医療保険料の徴収を行う徴収事業で、796万1,000円となっている。
- ・後期高齢者医療広域連合納付事業については、市で徴収した後期高齢者医療保険料と低所得者等の保険料軽減分等を合わせて埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、9億2,410万7,000円を計上し、歳出総額の97.7%を占めている。そのほか、諸支出金、予備費で、705万1,000円となっている。

【質疑等】

なし

議案第6号 平成24年度朝霞市水道事業会計予算

(新井水道部長)

- ・本議案は、平成24年度 朝霞市水道事業会計予算である。
- ・本年度の業務の予定量について、給水戸数6万2,037戸、年間総給水量1,560万4,000立方メートルである。このうち県水受水量は、1,092万3,000立方メートルで受水率は、70.0%である。
- ・収益的収入及び支出の概要について、収入の水道事業収益であるが、21億1,564万5,000円で、前年度当初予算と比較すると、0.3%の減となっている。主なものは、収入総額の88.9%を占める水道料金で、18億7,991万6,000円を見込み、その他、水道利用加入金、受託料及び他会計負担金等を計上したものである。
支出の水道事業費であるが、18億9,883万6,000円で、前年度当初予算と比較すると、5.4%の減となっている。主なものは、支出総額の37.3%を占める県水受水費7億856万5,000円で、その他、減価償却費、企業債利息、損益勘定支弁職員の給料及び手当等を計上した。
- ・資本的収入及び支出の概要について、資本的収入であるが、204万円で、前年度当初予算と比較すると、18.5%の減となっている。主なものは、他会計負担金である。
- ・資本的支出であるが、8億4,807万5,000円で、前年度当初予算と比較すると、38.8%の増となっている。主なものは、建設改良費の4億8,346万4,000円で、その他、企業債償還金、資本勘定支弁職員の給料及び手当等を計上した。

- ・なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億4,603万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんするものである。

【質疑等】

なし

議案第7号 平成23年度朝霞市一般会計補正予算（第3号）

（小林総務部長）

- ・本議案は、平成23年度朝霞市一般会計補正予算第3号である。
- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億817万4,000円の減額で、これを含めた累計額は、360億9,690万1,000円となっている。
- ・歳入であるが、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金及び自動車取得税交付金については、交付実績を基に決算見込額を積算し、補正予算として計上した。
- ・国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付額が確定したため、4万5,000円減額している。
- ・地方特例交付金については、子ども手当の制度改正に伴う追加交付額が確定したため、2,733万8,000円増額している。
- ・地方交付税は、子ども手当の制度改正に伴う再算定の結果、普通交付税を減額する一方、12月交付額が確定したことに伴い、特別交付税を増額することにより、2,947万1,000円増額している。
- ・分担金及び負担金は、実績に基づき、老人ホーム入所自己負担金を57万3,000円減額している。
- ・国庫支出金は、東日本大震災により被災した、小・中学校の災害復旧に要した費用に対する、公立諸学校建物其他災害復旧費負担金などを新たに計上する一方、制度改正に伴い子ども手当負担金を減額することなどにより、2億1,264万円減額している。
- ・県支出金は、新たに、認知症高齢者グループホームの施設整備に対する、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金や、東日本大震災の被災地域から転入してきた児童生徒の、教育機会を確保するための、被災児童生徒就学等支援事業費補助金を計上するほか、普通交付税の交付団体となったことに伴い、保育所緊急整備事業補助金を増額することなどにより、1億3,881万円増額している。
- ・財産収入は、市役所本庁舎内の自動販売機設置について、入札制度を導入したことにより、庁舎敷地貸付料を増額するほか、谷津地保留地と、国道254号和光富士見バイパス建設予定地を売却することなどにより、3億3,685万2,000円増額している。
- ・寄附金は、民生費指定寄附金などの受け入れをしている。
- ・繰入金は、財政調整基金繰入金を、3億1,858万3,000円減額している。

- ・諸収入は、新たに、再商品化合理化配分金を計上するほか、社会福祉協議会からの申し出により、平成22年度分の指定管理料返還金を受け入れることなどにより、6,666万5,000円増額している。
- ・市債は、第十小学校用地購入事業債などを新たに計上するほか、駅東通線用地購入事業債を減額することなどにより、3億580万円減額している。
- ・続いて、歳出であるが、総務費は、財政調整基金積立金などを増額する一方、職員に係る子ども手当のほか、実績に伴い、電算システム改造委託料を減額することなどにより、2,243万9,000円減額している。
- ・民生費は、認知症高齢者グループホームの施設整備に対する、地域介護・福祉空間整備補助金を新たに計上するほか、国民健康保険特別会計その他繰出金などを増額する一方、制度改正に伴い、子ども手当を減額することなどにより、5,698万9,000円減額している。
- ・衛生費は、実績に伴い、妊婦一般健康診査等委託料を減額する一方、各種個別予防接種委託料などを増額することにより、6,461万円増額している。
- ・土木費は、橋梁の適切な維持管理を実施するため、長寿命化修繕計画策定委託料を新たに計上するほか、道路用地購入費などを増額する一方、駅東通線の街路用地購入費などを減額することにより、4億6,502万3,000円減額している。
- ・教育費は、実績に伴い第五小学校の埋蔵文化財発掘調査支援委託料や改築工事費などを減額する一方、新たに、第七、第八小学校、第四中学校のトイレ改修工事費や、第十小学校用地購入費などを計上することにより、2億7,153万1,000円増額している。
- ・諸支出金は、土地開発基金繰出金を、13万6,000円増額している。
- ・第2表継続費補正は、第五小学校改築事業について、総額及び年割額を変更するものである。
- ・第3表繰越明許費補正は、長寿命化修繕計画策定事業など4事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。
- ・第4表地方債補正は、新たに道路用地購入事業債など、4件の地方債を追加するほか、第五小学校改築事業債など7件の地方債について、借入限度額の変更を行うものである。

【質疑等】

なし

議案第8号 平成23年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（中村健康づくり部長）

- ・本議案は、平成23年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第2号である。
- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ5,046万3,000円の増額で、これを含めた累計額は、112億8,733万3,000円となっている。

- ・歳入であるが、国民健康保険税は、本算定において、現年課税分の調定額が減少したことなどに伴い、1億697万6,000円減額している。
- ・国庫支出金は、実績等に伴い、療養給付費等負担金の現年度分について、1,512万5,000円、財政調整交付金を159万7,000円増額する一方、特定健康診査等負担金を78万6,000円、出産育児一時金補助金を38万円減額するものである。
- ・県支出金は、国庫支出金と同様、実績等に伴い、特定健康診査等負担金を78万6,000円減額する一方、財政調整交付金については、266万9,000円を増額している。
- ・繰入金は、一般会計繰入金その他で、1億4,000万円増額するものである。
- ・続いて、歳出であるが、総務費は、埼玉県国民健康保険団体連合会に対する負担金として、159万7,000円を増額し、保険給付費は、医療費の動向を勘案し、退職被保険者等に係る療養給付事業、一般被保険者に係る高額療養費支給事業などで4,886万6,000円を増額している。

【質疑等】

なし

議案第9号 平成23年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第3号）
（高橋都市建設部長）

- ・本議案は、平成23年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算第3号である。
- ・今回の補正は、旧暫定逆線引き地区の下水道管渠設計事業を年度内に完成することが困難なため、繰越明許費を設定し、翌年度に繰り越すものである。

【質疑等】

なし

議案第10号 平成23年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第2号）
（中村健康づくり部長）

- ・本議案は、平成23年度朝霞市介護保険特別会計補正予算第2号である。
- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億3,731万2,000円の増額で、これを含めた累計額は、47億3,932万5,000円となっている。
- ・歳入であるが、保険給付費の補正財源として、介護保険保険給付費支払基金繰入金より1億3,625万1,000円を取り崩すとともに、国に交付金を返還するため、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金を取崩し、介護保険特別会計に繰り入れるものである。
- ・続いて、歳出であるが、主なものとして保険給付費では、サービス利用件数等の増加に

に伴い、居宅介護等サービス給付事業で5,756万8,000円を、施設介護サービス給付事業で4,318万円を、介護予防サービス給付事業で2,269万4,000円をそれぞれ増額するものである。

【質疑等】

なし

議案第11号 平成23年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

（中村健康づくり部長）

- ・本議案は、平成23年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号である。
- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ28万9,000円の増額で、これを含めた累計額は、8億4,182万6,000円となっている。
- ・歳入であるが、歳出の県及び市の保険基盤安定負担金の確定に伴い、繰入金として、28万9,000円を増額するものである。
- ・続いて、歳出であるが、後期高齢者医療広域連合納付事業については、県及び市の保険基盤安定負担金の確定により、28万9,000円を増額するものである。

【質疑等】

なし

議案第12号 朝霞市税条例の一部を改正する条例

（小林総務部長）

- ・本議案は、朝霞市税条例の一部を改正する条例である。
- ・経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が、去る12月2日に、また、地方税法の一部を改正する法律が、去る12月14日にそれぞれ公布されたことに伴い、朝霞市税条例の一部を改正するものである。
- ・主な改正内容については、退職所得に係る個人市民税について、10%税額控除を廃止するものである。また、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人市民税に限り、均等割税額を現行3,000円から3,500円とするものである。
- ・市たばこ税関係では、県たばこ税から市たばこ税への税率の移譲により、市たばこ税の税率を1,000本につき現行4,618円を5,262円とするものである。
- ・なお、これらの改正のうち、退職所得に係る10%税額控除の廃止については平成25年1月1日から、平成26年度から適用される均等割税額の引き上げについては、公布

の日から、市たばこ税の税率の改正については平成25年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

(富岡市長)

- ・たばこはいくらになるのか。

(小林総務部長)

- ・1本0.64円となる。

(富岡市長)

- ・均等割税額は増額しなければいけないのか。

(小林総務部長)

- ・法律において、標準税率を3,000円から3,500円としている。増額しなければいけないわけではないが、これは東日本大震災に伴う臨時的措置であり、県内でも30市が実施し、9市が検討中である。

(富岡市長)

- ・500円加算することにより、税収はいくら増額されるのか。

(小林総務部長)

- ・年間で約3,100万円増額する。

(富岡市長)

- ・増額分の使い道は何か。

(小林総務部長)

- ・耐震補強工事等、震災に関する費用である。

(富岡市長)

- ・増額分の活用リストを作成しておいていただきたい。

(小林総務部長)

- ・了解した。

議案第13号 朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(中村健康づくり部長)

- ・本議案は、朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例である。
- ・改正内容については、国民健康保険被保険者が亡くなった場合に支給する葬祭費を、県内各市町村の状況、埼玉県後期高齢者医療広域連合における葬祭費等を勘案し、8万円から5万円に改めるものである。
- ・なお、この改正については、平成24年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

議案第14号 朝霞市職員定数条例の一部を改正する条例

(田中審議監)

- ・本議案は、朝霞市職員定数条例の一部を改正する条例である。
- ・改正内容については、現在、市長の事務部局の職員数が563人と定数近くに達し、今後も、福祉分野をはじめとした業務量の増加に人的に対応する必要があることから、職員定数を565人から575人に10人増員し、一方、教育委員会の事務部局については、定数が実数を大きく上回っていることから、実態に合わせ、職員定数を174人から164人に10人減員するもので、市全体の職員定数の799人に変更はない。
- ・なお、この改正については、平成24年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

議案第15号 朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(安田福祉部長)

- ・本議案は、朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例である。
- ・改正内容については、障害者自立支援法等の改正に伴い、住所地特例の取扱いの変更などを行うものである。
- ・なお、この改正については、平成24年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

議案第16号 朝霞市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例
(安田福祉部長)

- ・本議案は、朝霞市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例である。
- ・改正内容については、放課後児童クラブの受け入れ学年を第4学年まで拡大するものである。
- ・なお、この改正については、平成24年7月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

議案第17号 朝霞市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例
(田中生涯学習部長)

- ・本議案は、朝霞市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例である。
- ・改正内容については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、社会教育法が一部改正されるため、朝霞市公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を新たに条例で定めるものである。
- ・なお、この改正については、平成24年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

議案第18号 朝霞市立図書館条例の一部を改正する条例

(田中生涯学習部長)

- ・本議案は、朝霞市立図書館条例の一部を改正する条例である。
- ・改正内容については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、図書館法が一部改正されるため、朝霞市立図書館協議会の委員の任命の基準を新たに条例で定めるものである。
- ・なお、この改正については、平成24年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

議案第19号 朝霞市博物館条例の一部を改正する条例

(田中生涯学習部長)

- ・本議案は、朝霞市博物館条例の一部を改正する条例である。
- ・改正内容については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、博物館法が一部改正されるため、朝霞市博物館協議会の委員の任命の基準を新たに条例で定めるものである。
- ・なお、この改正については、平成24年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

議案第20号 朝霞市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

(高橋都市建設部長)

- ・本議案は、朝霞市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例である。
- ・改正内容については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、道路法が一部改正されるため、自動車駐車場の利用に関し必要な事項に係る標識の表示基準を新たに条例で定めるものである。

また、駅前広場の自動車駐車を指定管理から委託に見直したことに伴い、条例から指定管理者の管理の条文を削除する。

- ・なお、この改正については、平成24年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

議案第21号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例

(中村健康づくり部長)

- ・本議案は、朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例である。
- ・改正内容については、第5期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者保険料に係る平成24年度から平成26年度までの所得段階並びに保険料率について、介護保険法及び同法施行令の一部が改正されたことに伴い、現行の10段階区分から13段階区分とし、それぞれの所得段階別の保険料率を改正するものである。また、附則では保険料率の経過措置を規定するものである。
- ・なお、この改正については、平成24年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

議案第22号 朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例

(高橋都市建設部長)

- ・本議案は、朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例である。
- ・改正内容については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、公営住宅法の入居者資格が改正されるため、朝霞市市営住宅条例の入居者資格を改正するものである。
- ・なお、この改正については、平成24年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

議案第23号 朝霞市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例

(高橋都市建設部長)

- ・本議案は、朝霞市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例である。
- ・内容については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係

法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令」の制定に伴い、「公有地の拡大の推進に関する法律施行令」の一部が改正され、土地を有償譲渡しようとする場合の届出面積の規模を条例で定める権限が、都道府県から市へ移譲されたため、新たに制定するものである。

- ・なお、本条例については、平成24年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

議案第24号 市道路線の廃止について

(高橋都市建設部長)

- ・本議案は、市道路線の廃止についてである。
- ・今回廃止する路線は、旧暫定逆線引き事業に伴う3路線である。
- ・市道27号線と旧暫定逆線引き地区内の道路及び市道37号線を通り抜け道路として整備することから、改めて認定を行うためのものである。また、市道225号線については、終点の変更に伴い、改めて認定を行うためのものである。

【質疑等】

なし

議案第25号 市道路線の廃止について

(高橋都市建設部長)

- ・本議案は、市道路線の廃止についてである。
- ・今回廃止する路線は、開発行為により、新たに隣接地権者が道路を築造したことに伴い、終点の変更が生じたことから行うものである。

【質疑等】

なし

議案第26号 市道路線の認定について

(高橋都市建設部長)

- ・本議案は、市道路線の認定についてである。
- ・今回認定する路線は、旧暫定逆線引き事業に伴う3路線である。
- ・既存道路と旧暫定逆線引き地区内の道路を通り抜け道路として整備する道路1路線、終点の変更が生じる道路1路線、新設道路1路線を認定するものである。

【質疑等】

なし

議案第27号 市道路線の認定について

(高橋都市建設部長)

- ・本議案は、市道路線の認定についてである。
- ・今回認定する路線は、開発行為に伴う4路線で、都市計画法第40条の規定により帰属を受けた道路3路線、開発行為により、新たに道路を築造したことに伴い、終点の変更を行う道路1路線を認定するものである。

【質疑等】

なし

議案第28号 財産の処分について

(佐藤市民環境部長)

- ・本議案は、財産の処分についてである。
- ・一般国道254号和光富士見バイパスの建設に伴い、クリーンセンター用地及び憩いの湯用地の一部を道路用地として埼玉県に売却するものである。

【質疑等】

なし

議案第29号 公平委員会委員選任に関する同意を求めることについて

(星野監査委員事務局長)

- ・本議案は、公平委員会委員の選任に関する同意を求めることについてである。
- ・市の公平委員会委員のうち、須崎勝茂氏の任期が平成24年5月21日をもって満了となるが、同氏を再び委員に選任したく、ここに提案する次第である。
- ・須崎氏の経歴については、添付している経歴書を、参照いただきたい。平成20年5月から公平委員会委員として御活躍中であり、ここで再選任をお願いするものである。
- ・須崎氏は、地方自治の本旨に理解が深く、人事行政に関し高い識見を有し、市の公平委員会委員として最適の方であると確信している。

【質疑等】

なし